

一般国道 464 号 北千葉道路

(市川市～船橋市)

構想段階評価書

(都市計画の概略の案)

平成 30 年 1 月

千 葉 県

— 目 次 —

第1章 都市計画第一種事業の名称及び都市計画決定権者の名称	1
1.1 都市計画第一種事業の名称	1
1.2 都市計画決定権者の名称	1
第2章 都市計画第一種事業の目的及び内容	3
2.1 都市計画第一種事業の経緯	3
2.1.1 都市計画第一種事業の経緯	3
2.1.2 上位計画	7
2.2 都市計画第一種事業の目的	23
2.3 都市計画第一種事業の内容	23
2.3.1 都市計画第一種事業実施想定区域の位置	23
2.3.2 都市計画第一種事業の種類	23
2.3.3 都市計画第一種事業の規模	23
2.3.4 対象事業について	24
2.3.5 その他都市計画対象道路事業に関する事項	29
2.4 都市計画の概略の案	33
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	37
3.1 自然的状況	37
3.2 社会的状況	45
第4章 都市計画における評価基準及び評価等の方法	79
4.1 都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準	79
4.2 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価項目及び評価の方法	80
4.2.1 評価項目の選定	80
4.2.2 評価の方法	80
4.3 自然的環境の整備又は保全に関する評価項目及び評価の方法	81
4.3.1 評価項目の選定	81
4.3.2 評価の方法	82
4.4 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目及び評価の方法	84
4.4.1 評価項目の選定	84
4.4.2 評価の方法	84
4.5 円滑な都市活動の確保に関する評価項目及び評価の方法	85
4.5.1 評価項目の選定	85
4.5.2 評価の方法	85
4.6 良好な都市環境の保持に関する評価項目及び評価の方法	86
4.6.1 評価項目の選定	86
4.6.2 評価の方法	86
第5章 評価等の結果	87
5.1 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価結果	87
5.2 自然的環境の整備又は保全に関する評価結果	88
5.3 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価結果	92
5.4 円滑な都市活動の確保に関する評価結果	93
5.5 良好な都市環境の保持に関する評価結果	98
第6章 総合評価	101

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平 29 情複、第 1037 号）

はじめに

平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部が改正され、「計画段階配慮書の手続き」が新設されました。これにより、「事業の早期段階における環境配慮を図るため、計画段階配慮書を作成すること」が義務化されました（平成 25 年 4 月 1 日施行）。一般国道 464 号 北千葉道路（市川市～船橋市）（以下「本事業」という。）においては、この改正法に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を取りまとめて公表することとしました。

また、近年、市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意識の高まり等を背景に、都市計画においても、より早期の段階から検討内容を開示し市民参画を進める取組を講ずるなど、手続きの客観性、透明性を高め、段階的に市民の合意を得ながら計画の熟度を高めていく取組の必要性が高まってきています。

このような背景から、改正環境影響評価法の施行に伴い、都市計画運用指針が一部改正されました。これにより、「早期の段階から検討内容等を開示し、市民参画を進めていくことが必要な都市施設等の都市計画について、都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案を総合的に評価し、その結果を基に市民意見を聴取、反映しつつ計画の熟度を高めていくプロセスとして、都市計画の構想段階手続きを講じることが求められる。」こととなりました。

本事業は、改正都市計画運用指針の趣旨を踏まえ、配慮書の公表に併せて構想段階手続きの結果を「構想段階評価書」（以下「評価書」という。）として取りまとめて公表することとしました。

